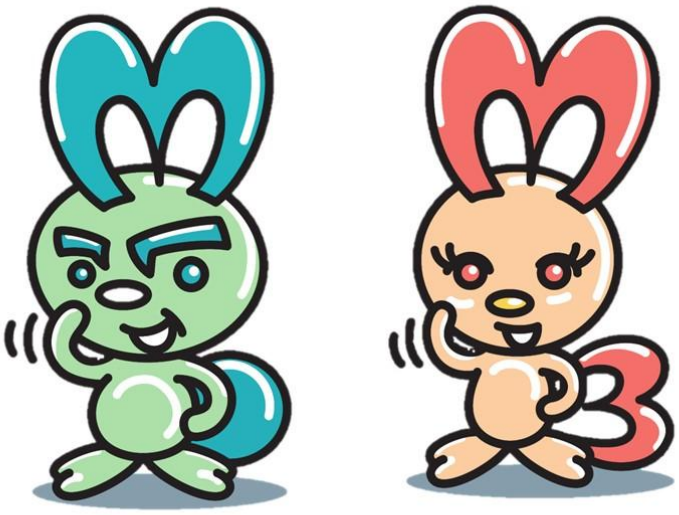
播磨町立中学校自転車利用規則



令和８年９月　播磨町教育委員会

播磨町立中学校の自転車通学に関する検討委員会

１．はじめに

自転車は、道路交通法上「車両」の一つです。

自転車は便利な交通手段ですが、事故を防ぐためには、交通ルールを守り、安全を意識して運転することが大切です。

自分自身や周囲の人の命と安全を守るため、ルールを正しく理解し、安全な通学を心がけましょう。

２．自転車での移動を始める前に

□自転車での移動について危険性があることを踏まえ、自転車移動をしてよいかを保護者と十分に相談する。

□個人賠償責任補償を含む自転車保険に加入する。
（兵庫県では、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられています。万が一の事故における高額賠償に備え、賠償責任の補償額が無制限の保険への加入を推奨します。）

□防犯登録を行う。

□自分専用の安全基準を満たしたヘルメットを準備する。（SG マーク・JCF マーク・CE マーク・GS マーク・CPSC マーク等）**※学校からの貸し出しは行いません**

３．自転車利用ができる生徒

次の両方に該当し、道路交通法や播磨町立中学校自転車利用規則を守ることができる生徒を対象とします。

- クラブ活動の活動場所への移動手段として、自転車の利用が必要である
- クラブ活動の活動場所に駐輪スペースがあり、クラブ指導者が自転車利用を認めている

※　クラブ活動の活動場所が、通学する学校内の場合は対象外です。

※　放課後、一度帰宅してから活動場所へ自転車で移動する生徒は、
朝の学校への登校時、自転車に乗ってきてはいけません。

※　クラブを引退・退部した場合、その翌日以降は自転車利用の対象外になります。

４．自転車の条件

道路交通法その他関係法令に適合し、安全に運転できる自転車を使用すること。

次の装備は必須とします。

□　ライト（前照灯）　　□　反射板またはテールライト

□　ベル　　□　ブレーキ

□　スタンド（直立が望ましい）　　□　鍵（ツーロック推奨）

次の自転車は、安全な運転に支障があるため認めません。

・ロードバイク　・変形ハンドル　・ドロップハンドル　・極端な改造車

（次ページへ続く）

また、一般に「シティサイクル」と呼ばれる自転車を推奨とします。令和10年4月入学者以降は、推奨自転車のみ許可の対象とし、「前かご」「荷台」「スタンド（直立式）」の装備を必須とします。

令和10年3月時点ですでに自転車通学の許可を受けている者は、現在所有している自転車を継続して使用できます。



５．日常の点検チェックリスト

利用前には、必ず次の項目を確認すること。

- □ ライトが点灯する。
- □ ブレーキが確実に作動する。
- □ 鍵が正常に施錠できる。
- □ タイヤの空気圧が適切であり、パンク等がない。
- □ハンドルやサドルが固定されている。
- □ベルが正常に鳴る。
- □反射板が破損していない。

６．交通ルールを守る

自転車は車両であり、交通ルールを守る義務があります。以下に、自転車利用時に特に注意すべき基本的なルールをあげています。

ここに記載している内容だけではなく、道路交通法などに定められた交通ルールを正しく理解し、必ず守りましょう。

ルール	理由	関係法令
二人乗りをしない	バランスを崩し、事故につながるおそれがあるため	道路交通法第57条第2項、兵庫県道路交通法施行細則第7条第1項第1号
二列走行をしない （友達と並んで走らない）	周囲の通行の妨げとなり危険であるため	道路交通法第19条
原則として車道の左側を通行する	安全な通行を確保するため	道路交通法第17条・第18条
歩道を通行する場合は、歩行者を優先し、歩道の車道寄りを徐行する	歩行者の安全を守るため	道路交通法第63条の4第2項
信号や一時停止を必ず守る	交差点での事故を防止するため	道路交通法第7条・第43条
夜間はライトを点灯する	周囲に自分の存在を知らせるため	道路交通法第52条
走行中はスマートフォン操作や通話、イヤホン等を使用しない	前方不注意による事故を防止するため	道路交通法第71条第5号の5・第6号、兵庫県道路交通法施行細則第9条第1項第12号
ヘルメットを正しく着用する （あごひもを確実に締める）	頭部を守り、重大事故時の被害を軽減するため	道路交通法第63条の11

（次ページへ続く）

ルール	理由	関係法令
傘さし運転をしない （レインコートを着用する）	視界不良や転倒事故を防止するため	道路交通法第71条第6号、兵庫県道路交通法施行細則第9条第1項第10号



「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道では、歩道の車道寄りの部分を通行することができます。スピードを落として、歩行者に注意しながらゆっくり走ってください。
　また、歩道は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げるときは一時停止してください。

自転車の交通違反には、道路交通法により罰則が定められています。

- 信号無視、指定場所一時不停止、無灯火など
  → 罰金等の対象となる場合があります。
- 危険な運転により事故を起こした場合
  → 刑事上の責任や損害賠償などの民事上の責任が発生する場合があります。

自転車は車両であるため、中学生であっても、交通ルールを守る責任があります。違反や事故が起こらないよう、安全運転を徹底してください。

７．自転車利用者としてのマナー・安全への配慮をおこなう

- 歩行者に道を空けさせる目的でベルを鳴らさない。
- 荷物をハンドルにぶら下げたり、片方の肩にかけたりして運転しない。
  （前かごに入れる・荷台に固定する・両肩に背負うようにすること）
- 点字ブロックの上や歩道を塞ぐような駐輪はしない。　など

８．学校に駐輪するときのルール

学校内では、安全確保のため、次の事項を守ること。

- 自転車利用の許可後、学校から配布されたステッカーを所定の位置（※）に貼付する。
- 校舎付近や学校敷地内、通学路が混雑している場合、無理に走行せず、自転車から降りて通行する。
- 指定された場所に整列して駐輪し、必ず施錠する。
- 自転車の貸し借りをしない。

（※）ステッカーは、後輪の泥除けの表面に貼り付ける。
　泥除けが無いまたはステッカーが貼り付かない素材の場合には、車体フレーム部分の防犯登録証の近くに貼り付ける。

９．雨・雪の日の対応

安全確保のため、天候に応じて次のように対応すること。

- 雨天時は、安全のためなるべく徒歩で移動する。自転車を利用するときは、必ずレインコートを着用する。
- 積雪時や路面凍結時は、転倒の危険が高いため、徒歩で移動する。

１０．事故やトラブル等が発生したとき

- 事故やトラブルに備えて、必ず緊急連絡先カードを携帯すること。
- まずは安全な場所に移動すること。
- 事故やトラブルが発生した場合、または発見した場合は、自分たちだけで判断せず、必ず近くにいる大人や子ども110番の家、公共施設等に助けを求めること。
  必要に応じて、保護者への連絡や救急車の要請を依頼すること。
- けが人がいる場合や、自身が体調不良等で動けない場合は、119番（救急）への連絡を依頼する。
- 110番（警察）への連絡を依頼する。
- 軽微な事故であっても、必ず保護者に報告する。
- 事故の相手方がいる場合は、相手方の連絡先等を確認しメモを取る。
- 保護者から学校に報告する。

１１．違反した場合

道路交通法や播磨町立中学校自転車利用規則に違反した場合は、関係者から安全指導を行います。

改善が見られない場合や、安全確保が困難であると教育委員会が判断した場合は、一定期間の自転車利用の停止や自転車利用許可を取り消します。

１２．交通安全講習会

5月に実施する「自転車安全運転講習会」に必ず参加すること。（1年生は受講必須）

１３．参考資料（自転車事故による責任）

自転車は便利で身近な乗り物ですが、運転方法を誤ると、歩行者などに大きなけがを負わせる事故につながります。自転車事故では、事故を起こした人が被害者への損害賠償責任を負う場合があります。

実際にあった自転車事故の裁判例です。

事例1　夜間の無灯火運転で歩行者と衝突（名古屋地方裁判所 平成14年9月27日判決）

【事故の概要】
当時14歳の中学生が、夜間に無灯火で自転車を運転中、歩行者と衝突。

【事故の結果】
被害者に重大な後遺障害が残り、約3,124万円の損害賠償が認められた。

事例2　高校生による高額賠償事故（東京地方裁判所 平成20年6月5日判決）

【事故の概要】
男子高校生が自転車で車道を斜めに横断し、通行していた男性と衝突。

【事故の結果】
被害者に重大な後遺障害が残り、約9,266万円の損害賠償が認められた。

これらの事故は、特別な人だけに起こるものではありません。一人ひとりの安全な行動が、自分の命だけでなく、周囲の人の命や生活を守ります。